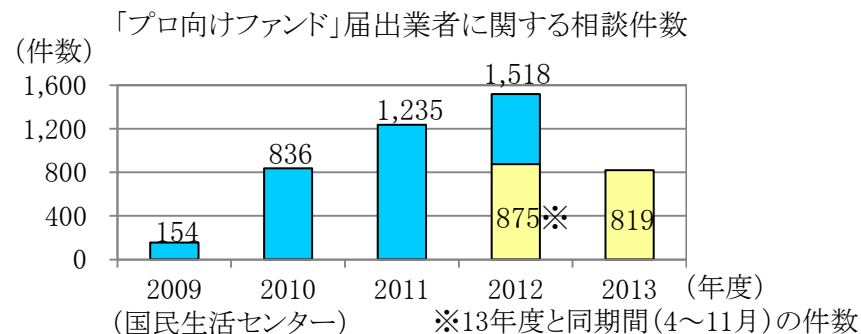


制度の現状

- 投資運用業は、原則として登録制。ただし、1名以上の適格機関投資家(いわゆるプロ)及び49名以内の適格機関投資家以外の投資家(アマ)により構成される「プロ向けファンド」については、届出制によりファンド販売等が可能。
- 「プロ向けファンド」の販売等を行う届出業者は、
 - ①他の登録業者と異なり、行為規制が緩く、行政処分の対象となっていないこと、
 - ②投資の素人にも販売が可能なこと、
 から、投資家に被害を与えるケースが急増。



制度見直しの概要

- ファンドへの信頼を確保し、成長資金を円滑に供給していくためにも、投資者被害を適切に防止していくことが必要。このため、「プロ向けファンド」の制度について、以下の対応を図る。
 - ① 届出者の要件等：欠格事由の導入、届出書の内容の拡充・公表 等
 - ② 行為規制の拡充：適合性の原則(顧客の知識・経験等に照らし不適當な勧誘の禁止)、リスク等の説明義務 等
 - ③ 問題業者への行政対応等：業務改善・停止・廃止命令、罰則の強化 等

※ このほか、出資者の範囲について、投資判断能力を有する一定の投資家及びファンド業者と密接に関連する者に限定(政令事項)。
〔ガバナンスの確保、公認会計士による会計監査の実施など、相応の体制が整備されているベンチャー・ファンドについては、上場会社の役員等や新規事業の立上げ等の実務経験のある者等の出資も可。〕